

就労系サービス利用中における居宅介護の利用について

長崎市では、就労系サービス（就労継続支援 A、B 型、就労移行支援等）において在宅就労を利用している方が多数いらっしゃいます。

その際、就労系サービスを利用している時間にもかかわらず、居宅介護（主に家事援助）を重複利用しているケースが見受けられ、給付費の請求審査に大きな影響を及ぼしております。

報酬告示において以下のとおり、同一時間帯の利用は認められておりませんので、事業所様におきましては、あらためて利用実態をご確認いただくと共に、就労系サービス利用時間中に居宅介護等の利用をすることが無いよう、周知徹底をお願いいたします。

改正後	現行
<p>位数（整数値）である。</p> <p>② 金額換算の際の端数処理 算定された単位数から金額に換算する際に生ずる 1 円未満（小数点以下）の端数については「切り捨て」とする。</p> <p>（例）前記①の事例（例 1）で、このサービスを月に 4 回提供した場合（地域区分は 1 級地）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ $422 \text{ 単位} \times 4 \text{ 回} = 1,688 \text{ 単位}$ ・ $1,688 \text{ 単位} \times 11.20 \text{ 円} / \text{単位} = 18,905.6 \text{ 円} \rightarrow 18,905 \text{ 円}$ 	<p>た単位数（整数値）である。</p> <p>② 金額換算の際の端数処理 算定された単位数から金額に換算する際に生ずる 1 円未満（小数点以下）の端数については「切り捨て」とする。</p> <p>（例）前記①の事例で、このサービスを月に 4 回提供した場合（地域区分は 1 級地）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ $857 \text{ 単位} \times 4 \text{ 回} = 3,428 \text{ 単位}$ ・ $3,428 \text{ 単位} \times 11.20 \text{ 円} / \text{単位} = 38,393.6 \text{ 円} \rightarrow 38,393 \text{ 円}$ <p>(2) 障害福祉サービス種類相互の算定関係について 介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定できないものであること。例えば、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型（以下「日中活動サービス」という。）を受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、本来、居宅介護の家事援助として行う場合は、本人の安否確認、健康チェック等も併せて行うべきであることから、居宅介護（家事援助が中心の場合）の所定単位数は算定できない。一方、日中活動サービスを受けていない時間帯においては居宅介護の所定単位数を算定することができる。</p> <p>また、日中活動サービスの報酬については、1 日当たりの支援に係る費用を包括的に評価していることから、日中活動サービスの報酬を算定した場合（指定宿泊型自立訓練（指定障害福祉サービス基準第 166 条第 1 項第 1 号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）を算定した場合を除く。）には、同一日に他の日中活動</p>

【参考】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日 障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】